

(記入例6 年金を含む所得が130万円以上180万円未満である父を扶養する場合)

データ区分	氏名			被扶養者申告書 (兼扶養親族届)				支部長	局長	部長	課長	主査	主査	グループ員	グループ員
	1	2	3					(諸手当)		(共済)		(諸手当)		(共済)	
	0	6	/												
	続柄等	0	7												
	住所等	0	8												
組合員証番号				再交付数	フリガナ組合員氏名	ヒロダイチロウ 広 大 一 郎		性別	男女 2	生年月日	昭(3) 3 5 . 1 2 . 2 1			配偶者のない職員と なった年月日	配偶者を有するに 至った年月日
1 2 3 4 5 6 7 8 0 0					所属部(室)グループ名	大 学 院 研 究 科					(内線 1 2 3 4)			平成	平成
被扶養者番	フリガナ認定(取消)を受けようとする者の氏名	性別	続柄	生年月日	職業	年間取得推計額	フリガナ現住所(別居のみ記入)	扶養親族の認定の有無	給与事務担当	被扶養者の要件を備え又は欠けに至った年月日及びその理由	理由コード	判定	理由	当該被扶養者についての共済組合、扶養手当の該当区分(認定・取消を受けようとする区分を印で囲んでください)	
通番	14	14	15	26	33	44() () ()					50	51 認定1 取消2			共済組合・扶養手当
12	13	34	34	34	無	1,360,000	山口県 郡 町3丁 目3-1	有		17.4.1 採用		52 4		59	
通番	14	14	15	26	33	44() () ()					50	51 認定1 取消2			共済組合・扶養手当
12	13	34	34	34								52 4		59	
通番	14	14	15	26	33	44() () ()					50	51 認定1 取消2			共済組合・扶養手当
12	13	34	34	34								52 4		59	
通番	14	14	15	26	33	44() () ()					50	51 認定1 取消2			共済組合・扶養手当
12	13	34	34	34								52 4		59	

上記のとおり申告します。 平成 1 7 年 4 月 5 日

文部科学省共済組合 広島大学支部長 殿 申告者 住所 東広島市 3丁目5-5 氏名 広 大 一 郎 印

- この申告書は、扶養手当を支給(額改定、消滅)する際の届出も兼ねています。(その際にこの申告書及び添付書類によって取得した個人情報)は、給与に関する必要な手続及び統計調査を行う目的で利用又は提供することはありません。)従って、共済組合・扶養手当の被扶養者関係でその扶養の事実が生じた場合、扶養の事実に変更(消滅)を生じた場合又は配偶者の状況に変更があった場合に速やかに提出してください。
なお、扶養手当については、申告書が事実発生日から15日経過後に提出された場合、手当が支給されない月が生じることがあります。(共済組合の被扶養者の認定については、申告書が事実発生日から30日経過後に受理された場合、事実発生日から認定できません。)
 - 「配偶者のない職員となった」欄又は「配偶者を有するに至った」欄は、当該配偶者が扶養・非扶養にかかわらず事実が発生した場合には、年月日を記入して提出してください。
 - 年間取得推計額は、その者の恒常的な収入として見込まれる勤労取得、資産取得、その他の取得の推計額を記入してください。
 - 扶養事実の発生(消滅)の理由は、具体的に詳しく書いてください。
 - 扶養親族の認定を受けている者について被扶養者の認定を受けようとするときは、給与事務担当者の証明印を受けてから提出してください。
なお、その者が所得税法上の扶養親族の認定を受けている者であるときは、扶養親族の有無欄は、(有)と記入してください。
 - 「当該被扶養者についての共済組合、扶養手当の該当区分欄」は、認定を受けようとする区分を で囲んでください。
 - 印は記入しないでください。
- 注：フリガナは全てカタカナで記入し、濁点も一字として記入してください。姓と名との区切りは一字分あけてください。
性別及び生年月日の年号は該当する数字を 印で囲んでください。

受理年月日	原票記入	部局受付年月日	受付者

受付年月日及び受付印をお願いします。